

事 務 連 絡
令和 2 年 1 月 6 日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神保健指定医の新規申請に係る口頭試問の実施について

日頃より、精神保健福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

精神保健指定医の新規申請等に係る事務については、令和元年7月1日申請分から、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度の一部を改正する件（平成30年厚生労働省告示第390号）による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度（昭和63年厚生省告示第124号。以下「精神科実務経験告示」という。）及び精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について（平成30年12月6日障発1206第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「部長通知」という。）等に基づく運用が開始されています。

これに伴い、部長通知4に基づき、精神保健指定医の新規申請に係る口頭試問の実施について、別添のとおり具体的な内容を連絡いたしますので、新規申請を予定している者を含めた精神保健指定医関係者に対して周知が行われるよう、広く周知徹底方お取り計らいいただきますようお願いいたします。

精神保健指定医の新規申請に係る口頭試問の実施

精神保健指定医の新規申請に係る口頭試問については、以下のとおり実施することとする。

1. 概要

- ・ 部長通知 4 に記載のとおり、ケースレポートの書面審査の後、原則として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 18 条第 1 項第 3 号及び精神科実務経験告示に規定する「診断又は治療に従事した経験」並びに同法第 19 条の 4 に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有しているかについて、口頭試問で確認するものとする。
ただし、ケースレポートが不適當であって、口頭試問により上記を確認することが困難であると、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会が判断した申請者については、口頭試問を実施せずに精神保健指定医の指定を行わないものとする。
- ・ 口頭試問は、「ケースレポート及び口頭試問の評価基準」（平成 30 年 11 月 22 日医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会決定）を踏まえて実施する。

2. 形式

- ・ 申請者 1 名に対して審査員 2 名で実施する。
- ・ 口頭試問には、申請者はケースレポートを含む資料一切を持ち込むことは認められないものとする。
- ・ 口頭試問においては、審査員から、申請者が提出したケースレポートについての質問が行われる場合がある。質問の内容がケースレポートの内容の詳細に及ぶ場合には、口頭試問中に、審査員から、事務局が用意した申請者のケースレポートの複写の参照を許可する場合がある。

3. 実施期間、会場等

- ・ 口頭試問は、東京都において概ね 3 日間、大阪府において概ね 2 日間実施する。

- ・ 口頭試問の約 3 ～ 4 ヶ月前には、全ての申請者に対し、口頭試問の実施期間及び会場の案内について、指定申請書に記載の申請者の住所に郵送する。
- ・ 上記と併せて、以下の項目に関する申出書を送付する。申請者は希望がある場合には、申出書に記載の締切日までに、事務局あてに返送することとする。
 - ① 希望の会場（東京都又は大阪府）
 - ② やむを得ない事情により、都合の悪い日時がある場合にはその日時及び理由。
 - ③ 視覚障害、聴覚障害その他の受験に当たって配慮が必要な事項
- ・ 上記②について、やむを得ない事情とは、傷病、妊娠・出産、育児休業や介護休業の取得、親族の葬儀といった事情を指すものであり、留学や業務の都合はやむを得ない事情に含まない。また、口頭試問の全日程において、やむを得ない事情により受験することが困難な場合には、次期以降の口頭試問の受験を可能とする。
- ・ 口頭試問の約 1 ～ 2 ヶ月前には、口頭試問の対象となる申請者に対し、各申請者について決定した口頭試問の実施日時及び会場について、郵送にて通知する。なお、上記により次期以降の口頭試問の対象となる者についても、その旨通知する。

4. 各申請者の口頭試問の実施日時等決定後の変更等

- ・ 実施日時等に関する上記の申出後や口頭試問の実施日時等の決定以降に、3. に示したようなやむを得ない事情により口頭試問の実施予定日時に受験することができないことが判明した場合には、その旨を申請することにより、日時の変更又は次期以降の受験を可能とする。